

# 令和4年度 武蔵村山市 安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金 のご案内

## 《木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金編》



出典：一般財団法人消防科学総合センター



**あなたのお住まいは、昭和56年以前に  
建てられたものではありませんか？**

昭和56年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。阪神・淡路大震災では、昭和56年6月以降に建てられた建物の被害が少なかったことが報告されています。

## 武蔵村山市

# 木造住宅耐震診断補助金編

耐震診断とは、地震に対する住宅の安全性を調査するものです。

この耐震診断を実施される木造住宅の所有者の方に、診断に要した費用の一部を補助します。なお、申請の受付は、令和5年2月28日（火）まで、耐震診断完了報告書の提出は、令和5年3月31日（金）までとなりますので、ご注意ください。

## ◎補助対象住宅

武蔵村山市内にある一戸建てで、昭和56年5月31日以前に建築に着手された木造住宅



## ◎補助対象者

次の要件を満たす補助対象住宅の所有者です。

（所有者が2人以上いる場合は、共有者の同意があること。）

- 1 現に補助対象住宅に居住していること。
- 2 所有者が武蔵村山市の市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していないこと。

## ◎補助額

耐震診断に要した費用の額（消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）で、10万円を限度とします。

ただし、年度内の予算には限りがありますので、ご注意ください。

## ◎診断機関

診断機関は、原則として、一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部となります。

ただし、申請者が東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所に登録された建築士事務所<sup>\*</sup>に耐震診断を依頼する場合には、その建築士事務所を診断機関とします。

※ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所の登録事務所については、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページに公表されていますので、申請時点で依頼する建築士事務所が登録されていることをご確認ください。

# 補助を受けるための手続について

(東京都建築士事務所協会立川支部に依頼する場合)

## 1 事前相談

補助を希望される方は、窓口相談カードに必要事項を記入の上、事前に市役所2階産業観光課でご相談ください。申請受付期限がありますので、早目をお願いいたします。

## 2 診断希望

市から診断機関へ窓口相談カードに基づく見積書作成のための依頼をします。後日、診断機関から事前相談者へ連絡がありますので、診断機関と調整の上、見積書を確認し、実施するか否かを判断してください。

## 3 申請

耐震診断の実施が決まりましたら、令和5年2月28日(火)までに補助金交付申請書に次の書類を添えて申請してください。なお、印鑑(シャチハタ不可)をご持参ください。

- (1) 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- (2) 補助対象住宅であることが確認できる書類
- (3) 補助対象者であることが確認できる書類
- (4) その他(状況により提出いただくことがあります。)
- (5) 委任状(代理の方が申請する場合)

※市へ資料収集の同意をすることで、省略できる書類があります。

## 4 交付決定

申請書の審査の後、交付決定通知書が送付されます。  
※審査の結果、交付申請却下となる場合があります。  
審査には、3週間程かかります。

## 5 診断実施

診断機関と契約し、耐震診断を実施してください。

## 6 完了報告

耐震診断の費用を支払いましたら、速やかに完了報告書に次の書類を添えて令和5年3月31日(金)までに報告してください。

- (1) 耐震診断に係る契約書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書及び明細書の写し
- (4) その他(請求書、口座振替依頼書ほか)

## 7 補助金支払

市から補助金の確定通知後、指定口座に補助金が振り込まれます。

# 木造住宅耐震改修等補助金編

前ページの耐震診断の結果、倒壊等の可能性があるとして診断された所有者が、安全性の向上を目的に行う住宅の改修及び耐震シェルター等の設置を実施する場合に、改修等に要した費用の一部を補助します。なお、申請の受付は、令和5年2月28日(火)まで、耐震改修等完了報告書の提出は、令和5年3月31日(金)までとなりますので、ご注意ください。

## ◎補助対象住宅

武蔵村山市の木造住宅耐震診断に係る補助金の交付を受けて実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅



## ◎補助対象者

次の要件を満たす補助対象住宅の所有者です。

(所有者が2人以上いる場合は、共有者の同意があること。)

- 1 現に補助対象住宅に居住していること。
- 2 所有者が武蔵村山市の市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納していないこと。

## ◎改修内容

市内に事業所等を有する業者(以下「市内業者」という。)による耐震改修又は耐震シェルター等の設置を行うもので、令和5年3月31日(金)までに改修工事等が完了するもの。

### ◆耐震改修工事

上部構造評点を1.0以上にする耐震改修

### ◆簡易耐震改修工事

改修工事前に比較して耐震性を向上させる耐震改修又は耐震シェルター等\*の設置

※ 耐震シェルター等の設置については、震災時における住宅の倒壊からその所有者等の生命を守ることを目的とした装置で、補助対象は、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表しているものです。(耐震シェルター等については、市外事業者からの購入・設置も可能です。)

※ 耐震改修工事及び簡易耐震改修工事の補助を受けるためには、耐震診断の診断機関による中間検査が必要となります。

## ◎補助額

### ◆耐震改修工事

耐震改修工事に要した費用(消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)で、30万円を限度とします。

### ◆簡易耐震改修工事

簡易耐震改修工事に要した費用(消費税を除く。)に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)で、20万円を限度とします。

ただし、いずれも年度内の予算には限りがありますので、ご注意ください。

## 補助を受けるための手続について

### 1 事前相談

補助を希望される方は、窓口相談カードに必要事項を記入の上、事前に市役所2階産業観光課でご相談ください。申請受付期限がありますので、早目をお願いいたします。

### 2 改修希望

耐震改修等の内容及び工事全体概要を確認することができる書類を添付して提出してください。耐震改修を行う**市内業者**（工事監理者）と、改修費用や日程等について、調整・相談をしてください。なお、中間検査は診断機関で受ける必要があります。

### 3 申請

耐震改修等の実施が決まりましたら、令和5年2月28日（火）までに補助金交付申請書に次の書類を添えて申請してください。なお、**印鑑（シャチハタ不可）**をご持参ください。

- (1) 耐震改修等に係る費用の見積書の写し
- (2) 補助対象住宅であることが確認できる書類
- (3) 補助対象者であることが確認できる書類
- (4) 耐震改修等の内容及び工事全体概要を確認することができる書類（図面を含む。）
- (5) その他（状況により提出いただくことがあります。）
- (6) 委任状（代理の方が申請する場合）

※市へ資料収集の同意をすることで、省略できる書類があります。

### 4 交付決定

申請書の審査の後、交付決定通知書が送付されます。  
※審査の結果、交付申請却下となる場合があります。  
審査には、3週間程かかります。

### 5 改修実施

**市内業者**と契約し、耐震改修等に着手してください。改修等の内容の変更や中止をするときは、変更等申請書を提出してください。

### 6 中間検査

診断機関による中間検査を必ず受けてください。（耐震シェルター等の設置を除きます。）

### 7 完了報告

耐震診断の費用を支払いましたら、速やかに完了報告書に次の書類を添えて令和5年3月31日（金）までに報告してください。

- (1) 工事監理報告書（耐震シェルター等の設置を除きます。）
- (2) 耐震改修等に要した費用の領収書及び明細書の写し
- (3) 耐震改修等に係る契約書の写し
- (4) 耐震改修等の**施工前、施工中及び施工後の写真**
- (5) 耐震改修後の補助対象住宅の耐震性を確認することができる書類（耐震シェルター等の設置を除きます。）
- (6) その他（請求書、口座振替依頼書ほか）

### 8 補助金支払

市から補助金の確定通知後、指定口座に補助金が振り込まれます。

# 耐震改修に関連する制度のご案内

## 1 税制措置について

平成18年度税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置が創設されました。

増改築等工事証明書が必要となる場合は、耐震改修を担当する建築士に確認してください。

### ◎ 所得税額の特別控除について

立川税務署 042-523-1181

### ◎ 固定資産税額の減額措置について

武蔵村山市役所 市民部 課税課 042-565-1111（内線 126・127）

## お問合せ先

武蔵村山市役所 協働推進部 産業観光課

商工係 042-565-1111 内線：227・225

HP: [http://www.city.musashimurayama.lg.jp/](http://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/seikatsu/1012248/1000953.html)

[kurashi/seikatsu/1012248/1000953.html](http://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/seikatsu/1012248/1000953.html)